

## 発議提出案件

番号	件名
発議第1号	地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の適用期間延長を求める意見書の提出について

## 発議第1号

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の適用期間延長を求める意見書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定による別紙意見書を、陸前高田市議会会議規則（昭和45年議会告示第1号）第14条第2項の規定により提出する。

令和6年3月22日

提出者 総務常任委員会  
委員長 中野 貴徳

## 提案理由

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）について、適用期間の延長を求めるため、国の関係機関に対し、意見書を提出しようとして提案するものである。

## 提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、内閣特命担当大臣

## 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の適用期間延長を求める意見書

平成28年度税制改正により創設された地方創生応援税制（以下、「企業版ふるさと納税」という。）は、地方創生のさらなる充実・強化に向け、地方公共団体による地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行うことにより、地方創生の活性化を図るとともに、社会貢献活動に寄与する取組として設置され、受入れ件数・金額が全国的にも堅調に推移している。しかし特例措置の延長は令和2年度から6年度までの5年間であり、税額控除の特例措置終了はその勢いを阻害しかねない。

また、本市をはじめ東日本大震災における被災地はいまだ復興途上であり、新型コロナウイルス感染症の影響や物価高騰による経済的打撃も大きく、人口減少や人口流出、担い手不足の問題をはじめとして社会課題が山積している。

本市においては、企業版ふるさと納税を活用した事業として、高齢者を対象とした配食サービスを活用した見守り等の実施や循環型社会の構築等を目的とした体験型のオーガニックランドの整備を推進するなど、市民にとって身近なところで活用されている。それらへの対策及び地方創生を推進するための企業版ふるさと納税は貴重な制度であると捉えている。

よって、国においては、令和7年度以降も企業版ふるさと納税特例措置の適用期間を延長するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月22日

岩手県陸前高田市議会議長 及 川 修 一